

令和4年5月12日

保護者等 各位

日向工業高等学校
校長 若林 繁幸

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者特定の取扱い等の変更について（通知）

日頃より、感染防止対策の徹底にご協力いただき感謝申し上げます。

新しい生活様式の定着が図られていることもあり、本校における感染拡大は現在のところ抑止できていると考えております。

しかしながら、別添写しのとおり、県の濃厚接触者の特定の取扱い等が変更になったことから、本校における新型コロナウイルスに係る対応も下記のとおり変更いたします。

については、感染防止対策が個人の主体的な対応に委ねられることとなりますが、常在危機という意識を持って、これまでどおり新しい生活様式の徹底にご協力ください。

なお、県からの通知は、オミクロン株が主流の間の限定的な対応で、厚生労働省からの通知を基にした変更であることを申し添えます。

記

- 1 学校における濃厚接触者の特定及び行動制限は原則行わないこととします。
- 2 同時に多数の感染者が確認された際には、濃厚接触者の特定等を行うこととします。
- 3 感染対策については引き続きご協力願います。
 - (1) 本人及び同居の家族全員の検温の実施
 - (2) 適切なマスクの着用
 - (3) こまめな手洗いと消毒
 - (4) 発熱・風邪症状がある場合は速やかに医療機関を受診すること
 - (5) 換気の徹底

※ これまでどおり、新型コロナウイルスに起因する欠席については出席停止とします
- 4 県及び国からの周知事項
 - (1) 学校等で感染者と感染可能期間（発症日2日前まで）に接触があった者は接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えること。
 - (2) 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診すること。
 - (3) 学校等で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染防止対策をとること。
- 5 その他
 - (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合、保健所による濃厚接触者の特定・行動制限が求められますが、結果判明や保健所から連絡を受けるまでの間は自主的な対策・対応をお願いします。
 - (2) 新型コロナウイルスに係る高校総体の参加制限については、後日、高体連より通知がある予定となっております。

相談窓口

副校長 福島 博明
電話 0982-57-1411

事務連絡
令和4年5月10日

各県立高等学校長 殿
五ヶ瀬中等教育学校長 殿

高校教育課長

保健所機能の重点化に伴う新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者特定の取扱い等の変更について（連絡）

県の保健所機能重点化に伴い濃厚接触者の特定の取扱い等が変更されたことを踏まえ、各学校における対応について下記のとおり変更となりましたので連絡します。

なお、高校総体に関する取扱いについては、別途、高体連より連絡がありますので、そちらを確認の上、適切に対応願います。

記

- 1 宮崎市外の県立高等学校及び中等教育学校における対応
 - (1) 濃厚接触者の特定及び行動制限は原則不要とする。
※同時に多数の感染者が確認された際等、必要に応じて自主的に濃厚接触者の特定等を行う場合は、別添「新型コロナウイルスチェックリスト（事業所編）」（以下「チェックリスト」という。）を参考に実施すること。
 - (2) チェックリストの四角囲み内に記載されている3つの事項について、生徒・保護者への周知を徹底すること。
- 2 宮崎市内の県立高等学校における対応
 - 宮崎市発出の「【事業所向け】新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認された場合の対応」に則り、各学校において濃厚接触者の特定及び行動制限の要請を行うこと。
- 3 その他
 - この変更に伴い、今後の当課への報告は、添付ファイルによる「PCR検査等の陽性者（感染者）」のみとする。

担当：長友美紀 電話：0985-26-7337 Mail：nagatomo-miki1@pref.miyazaki.lg.jp

新型コロナウイルスチェックリスト(事業所編)

* ハイリスク施設及び保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブを除く

事業所内で感染者が発生した際、事業所における感染者との接触に基づく濃厚接触者の特定および行動制限は、社会経済活動の維持の観点から原則必要ありません。
ただし、以下の事項につきましては、引き続きご留意ください。

- 事業所等で感染者と感染可能期間（下記フロー図②参照）に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えよう周知してください。
- 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染防止対策をとりましょう。

対応確認フロー

① 陽性者の発症日の特定

陽性者に確認して、発症日を特定します。

- 陽性者に症状がある場合 → 症状が出始めた日（ 月 日）
- 陽性者に症状がない場合 → 検体を採った日（ 月 日）

② 感染可能期間の特定

感染する可能性が高い期間（陽性者の発症日2日前から最終接触日まで）を特定します。

発症日2日前（ 月 日） から 最終接触日（ 月 日） まで

③ 接触状況の確認

②の感染可能期間中に、陽性者と下記の接触があったか確認します。

- マスク無し（※）で、手が触れる距離（1メートル程度）で15分以上過ごした
 - 陽性者と同じテーブルで飲食、一緒に喫煙所を利用、車に同乗、換気の悪い部屋で空間を共有のいずれかに該当
- ※「マスクなし」は、鼻マスク、顎マスクを含みます。

④ 感染防止対策の指導

③のいずれかに該当した職員に対して、以下の事項について周知してください。

- 一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的な検査など）の外出自粛を含めた感染防止対策をとること。
- 症状のある場合は、医療機関（かかりつけ医等）へ電話相談した上で受診すること。

受診や相談する医療機関が見つからないという場合は、以下に相談してください
宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（24時間）

0985-78-5670